

第9期紀の川市介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画について

(令和6年4月から令和9年3月まで)

審議報告

令和6年2月14日

紀の川市介護保険事業計画等策定委員会

はじめに

超高齢社会を迎えた日本社会において、介護を必要とする方を社会全体で支えるという理念のもと、2000年（平成12年）に創設された介護保険制度は、その創設から22年が経過し、高齢化の進行とともに65歳以上の第1号被保険者は約1.7倍に増加する中で、サービス利用者は約3.5倍に増加するなど、高齢者の介護になくってはならないものとして私たちの社会に定着し、発展しています。

本市でも、第9期計画期間中に団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎え、一層高齢化が進む状況であり、さらなる介護保険給付費の伸びが見込まれています。前期計画に引き続き、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていただくため、一施策や支援の一層の充実と新たな仕組みづくりが課題となっています。

国においては、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の各サービスが、包括的に確保される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目標に掲げております。

このことから、急速に進む高齢化に対応するため、より一層の対策を推進する必要性がある中で、本委員会は、市が策定する「第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」について、市長から諮問を受け審議を進めてきました。

計画の審議にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えつつ、さまざまなサービスが途切れることなく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域における各種サービスや住民活動をさらに連携させ、市民ニーズに応じた弾力的な運営等の「地域包括支援センターの機能強化」を図るとともに、国において提示された案を基に、本市のこれまでの取り組みを引き継ぎつつ、施策について検討を行いました。

また、年々増加する介護保険給付費の財源について、社会全体で支えあう共助の理念に立脚し、介護保険料の所得段階割合をどのように設定し、負担しあうのが妥当なのか議論を行いました。

議論の結果、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進するため、「地域で支える包括的な支援体制づくり」、「介護予防と健康づくりの推進」、「生きがいをもち地域で暮らせる仕組みづくり」、「認知症対策の充実」、「高齢者の尊厳への配慮と安全・安心な生活環境の確保」、「多様な住まいへの支援」、「介護保険事業の適切な運営と充実」について引き続き重点的に取り組んでいくこと、また、第1号被保険者介護保険料の設定にあたっては、国における第1号被保険者間での所得再分配機能の強化をはじめとする保険料見直しの方針を踏まえ、新たに15段階とすることを答申します。

本委員会の答申を踏まえ、本計画の基本理念である「地域で支えあい、理解しあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を実現すべく、計画に掲げる施策を着実に推進されますよう、切に希望いたします。

令和6年2月14日

紀の川市介護保険事業計画等策定委員会 会長 池田 宜史

委員会の審議経過

| | 開催日 | 審議事項など |
|-----|---------------|--|
| 第1回 | 令和4年 12月8日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 委員委嘱式 ● 会長及び副会長の選任 ● 第9期介護保険事業計画等策定について ● 介護保険制度の見直しに関する意見（概要）について ● 計画策定に向けた調査の実施について |
| 第2回 | 令和5年 2月16日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険制度の見直しに係る国等における現時点での動向について ● 高齢者実態調査結果中間報告について |
| 第3回 | 令和5年 8月17日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 前期計画の評価検証結果について ● 第9期計画骨子案（第1章～第4章）について |
| 第4回 | 令和6年 1月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第9期計画素案について ● 介護サービス等の給付費の見込みについて ● 介護保険料の設定について |

紀の川市介護保険事業計画等策定委員会名簿

| 組織 | 所属 | 氏名 |
|---------------------|------------------------------|---------|
| 学識経験者 | 和歌山県立医科大学 | ○ 岡本 光代 |
| 第1号被保険者 を代表する者 | 第1号被保険者 | 畠中 恒子 |
| | 第1号被保険者 | 北 秀夫 |
| 第2号被保険者 を代表する者 | 第2号被保険者 | 北畑 智子 |
| | 第2号被保険者 | 伊藤 正吾 |
| 那賀医師会 を代表する者 | 那賀医師会 | 正木 和人 |
| | 那賀医師会 | ◎ 池田 宜史 |
| 附属機関那賀歯科医師会を代表する者 | 那賀歯科医師会 | 川口 真一 |
| 民生委員を代表する者 | 紀の川市民生委員児童委員連絡協議会 | 西 直紀 |
| 介護サービス事業者 を代表する者 | 居宅サービス事業者 | 田中 かおり |
| | 施設サービス事業者 (和歌山県老人福祉施設協議会) | 松本 敦 |
| | 地域密着型サービス事業者 | 岡 利樹 |
| 介護支援専門員協会 を代表する者 | 和歌山県介護支援専門員協会那賀支部 | 中家 弥生 |
| 社会福祉協議会を代表する者 | 紀の川市社会福祉協議会 | 國木 省吾 |
| 市長が必要と認める者 | 和歌山県理学療法士協会那賀支部 | 美濃 真豊 |
| | 那賀薬剤師会 | 坪山 晃大 |

◎：委員長 ○：副委員長

○紀の川市附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

平成31年3月26日

条例第2号

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、法令又は他の条例に定めがあるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

（附属機関の設置）

第2条 執行機関の附属機関として、別表右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

（執行機関への委任）

第3条 別表に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

| 附属機関の名称 | 担任する事務 |
|--------------------|--|
| 紀の川市介護保険事業計画等策定委員会 | 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定についての調査及び審議に関する事務 |

○附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（抜粋）

平成31年3月26日

規則第25号

（趣旨）

第1条 この規則は、紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成31年紀の川市条例第2号）及び他の条例並びに法令により設置された附属機関の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 附属機関は、別表定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表委員の要件の欄に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、別表任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

（会長等）

第3条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置く。

2 会長等及び副会長等は、原則として委員の互選による。

3 会長等は、会務を総理する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、法令で定めのあるものを除くほか、会長等が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第5条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長等が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。

- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 附属機関の庶務は、別表所管課の欄に掲げる課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は、会長等が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条、第8条関係）

| 附属機関の名称 | 定数 | 委員の要件 | 任期 | 所管課 |
|--------------------|-------|---|----------|-----|
| 紀の川市介護保険事業計画等策定委員会 | 20人以内 | (1) 学識経験者 (2) 介護保険第1号被保険者を代表する者 (3) 介護保険第2号被保険者を代表する者 (4) 那賀医師会を代表する者 (5) 那賀歯科医師会を代表する者 (6) 民生委員を代表する者 (7) 介護サービス事業者を代表する者 (8) 介護支援専門員協会を代表する者 (9) 社会福祉協議会を代表する者 (10) 市長が必要と認める者 | 委嘱から答申まで | |

答 申 書

令和6年2月14日

紀の川市長 岸本 健 様

紀の川市介護保険事業計画等策定委員会
会 長 池 田 宜 史

貴市から諮問のありました「第9期（令和6年4月～令和9年3月）紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申します。

本委員会の答申を踏まえ、本計画の基本理念である「地域で支えあい、理解しあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を実現すべく、計画に掲げる施策を着実に推進されますよう、切に希望いたします。